

平成 25 年 12 月 5 日

上 申 書

宮城県知事 殿

〒XXX-XXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXX

来る平成 26 年 3 月 15 日に開催される「第 18 回全国 EM 技術交流会 東北大会 in センター」(※資料 1)に対して宮城県が後援していることについて、下記の理由により後援の是非について再検討されますようお願いいたします。

1、イベントの性格

上記イベントは、株式会社 EM 研究機構の商標として登録されている EM 関連商品(※資料 2)を使用し、各種団体が活動した内容の発表および交流を行うというものです。平成 23 年に発生した東日本大震災の復興支援活動、ボランティア活動という側面も持ちますが、EM という私企業の商標登録された商品を使用する活動という前提があります。

2、EM に対する宮城県伊豆沼・内沼自然再生協議会における宮城県の認識

伊豆沼・内沼の豊かな自然を保全・再生していく取り組みを検討する伊豆沼・内沼自然再生協議会の第 6 回会議(平成 24 年 1 月 28 日)において、EM 菌の活用が議題に上がり検討がされ、EM に関する情報を整理することとなりました。翌第 7 回会議(平成 25 年 2 月 23 日)において、調査の結果、公の研究機関などで水質改善効果が立証されておらず、ともすれば水質汚濁となりかねないという調査結果があることが判明し、宮城県が行う自然再生事業では EM 菌の検証等の対応をとる必要はないと報告されています(※資料 3)。

3、EM に対する他県公的機関の見解及び他県の姿勢

岡山県では、岡山県環境保健センター年報(平成 6 年度)第 19 号、同第 20 号において、EM 菌の明確な水質改善効果は確認できなかったと報告されています。また平成 14 年、広島県は室内実験にて水質の浄化作用が認められなかったとし、広島県としては EM 菌利用を推

進しないとしています。さらに福島県では平成 20 年、高濃度の有機物が含まれる微生物資材の河川や湖沼への投入は水質汚濁源となると発表しており、平成 25 年 7 月 4 日開催のイベント「第 4 回全国一斉 EM 団子・EM 活性液投入」(主催：NPO 地球環境・共生ネットワーク、協賛：株式会社 EM 研究所、株式会社 EM 生活)を当初「福島県民の日」の記念事業に選定しましたが、河川等の水質保全に関する県の方針と整合を図るため、記念事業としては位置づけない」と事実上選定を撤回しました(※資料 4)。

4、一部の発表に不適切な活動内容が含まれる可能性

上記イベントの発表の中には、河川や海への EM 関連商品や EM 団子という資材を投入している団体の発表があります。上述の 2、3 の通り、水質浄化効果が期待できず、汚濁源となるとされる EM 関連資材を河川や海への投入は、環境基本法第 2 条第 3 項、同法第 9 条、河川法第 29 条、廃棄物処理法第 5 条第 2 項、同法第 16 条に抵触する可能性があります。

以上の理由から、宮城県の後援は次の懸念を有します。

- ・こうした特定企業の商品を宮城県が後押ししていると受けとられかねないこと。
- ・宮城県は EM 菌の水質改善効果について否定的であるにも関わらず、発表の一部の演題には EM の効果を連想させる言葉があり、宮城県が効果に対して肯定的であると受け取られかねないこと。
- ・河川や海に微生物資材を投入するという、水質汚濁になりかねず各法律に抵触する可能性がある行為について宮城県が追認していると受け取られかねないこと。

従いまして、宮城県が上記イベントに後援することは適切とはいきれない懸念があるため、後援の是非について再検討されますようお願いいたします。